

## 令和元年度 第12回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和2年3月6日 午後1時30分

3. 場 所 ろくじ館会議室

4. 議 題 議案第36号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第37号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について  
(諮問)

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 番 山内 亮一  | 2 番 長野 和代  | 3 番 中村 幸信  |
| 4 番 松本 茂   | 5 番 平井 豪   | 6 番 奥名 政成  |
| 7 番 清住 昇   | 8 番 佐藤 礼治  | 9 番 福永 浩紀  |
| 10 番 岡本 篤幸 | 11 番 五嶋 靖  | 12 番 中村 峯子 |
| 13 番 島津 和徳 | 14 番 本田 廣正 |            |

農地利用最適化推進委員

|       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 西村 孝生 | 井上 良治 | 田上 安幸 | 河嶋 隆雄 | 本田 忠文 |
| 志垣 保博 | 伊佐 浩二 | 坂本 秀孝 | 坂本 導成 | 緒方 寛二 |
| 上村 敦之 |       |       |       |       |

7. 欠席委員

農業委員

12 番 中村 峯子

農地利用最適化推進委員

井上 良治、伊佐 浩二

8. 議事録署名人

11 番 五嶋 靖

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局 定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。

ただいまから令和元年度、今年度最後となります第12回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局 会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。連日、コロナ一色でございます。テレビでも新聞等々でも、コロナ一色だと思います。お互いに外出先から帰った場合は必ず手洗いを丹念にす  
るとか、うがいをする等々、自分の健康はぜひ自分で守っていききたいと思います。  
本日は、そういう訳で、皆さんにはマスクの着用をお願いしたところです。

町では、今日から議会も開催されますので、今回の定例会は、午前中開催となりましたがよろしくお願いします。

先ほど事務局長も申しましたように、本年度最後の農業委員会になりますので効率的な議事運営をしながら、短時間で終わっていきたいと考えておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

以上です。

事務局 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 11番委員の五嶋靖委員とそれから13番委員の島津和徳委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局 それでは、議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、岡本会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議案審議に入ります。

議案第36号、農地法第3条許可申請書審議について を議題とします。

- 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第36号、農地法第3条許可申請書審議について。
- 農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。
- 令和2年3月6日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
- 以上です。
- 会 長 番号1番について審議したいと思います。
- 6番委員の奥名政成委員から説明をお願いします。
- 6番 それでは、番号1番について説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 会 長 申請土地の位置について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 前のスクリーンで場所の説明。
- 会 長 続きまして、6番委員の奥名委員から、番号1の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 6番 それでは、番号1の所有権移転(有償)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、トラクター、田植え機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題ないと思われます。
- ③については、該当しません。
- ④については、本人の従事日数は200日程度となっており、取得後は農地を適正に管理する計画もされており、問題ないと思われます。
- ⑤については、取得後の耕作面積が13,825平米で下限面積をクリアします。
- ⑥については、該当しません。
- ⑦については、問題ないと思われます。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行ってありますので、7番委員の清住委員から説明をお願いします。
- 7番 7番委員の清住です。
- 先月の2月26日に、会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は、大字糸田字夫ノ田にある農地1筆です。今回の申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。
- 会 長 ただいま7番委員の清住委員から現地調査の報告、また6番委員の奥名委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ございませんか。

それでは、質問がないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2、番号3につきましては、相手方(譲受人)が同一なので一緒に審議したいと思います。

6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番                   それでは、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長               それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局              前のスクリーンで説明。

会 長               続きまして、6番委員の奥名委員から、耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○6番               それでは、耕作賃借権設定(10年)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する農地に小作契約はありません。

②については、親の所有しているトラクター、コンバイン、田植え機、管理機等を借り受ける計画をされており、全ての農地を効率的に利用されるのに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、現在農業大学校で研修中であり、卒業後は年間200日程度の農業従事を計画されており、農地を適正に管理することに問題はないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5,128平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長               これも現地調査を行ってありますので、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番               先月の2月26日に、会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は4筆で、大字糸田字下川原に1筆、同じく糸田の夫ノ田に1筆、大字早川字向鶴に2筆あります。申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障

を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま7番委員の清住委員から現地調査の報告、また6番委員の奥名委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

佐藤委員、どうぞ。

○8番 新規就農ということで、現在は、農業大学校に行かれているということですが、普通ですと、親御さんと一緒に何年かするというのが一般的と思います。

いきなり自分で農地を借りてするということですが、よかったらその状況をわかるように説明していただきたいと思います。

会 長 事務局、そこら辺の状況の説明をお願いします。

事務局 ただ今の佐藤委員のご質問ですけれど、昔は青年就農給付金といっておりましたけれども、今は農業次世代人材投資事業資金になっています。

この事業は、新規の農業を始められる方に国からの支援、150万円の支援が受けられますが、親もと就農の場合は、親とは違う営農形態をしなければならないとなっています。

親御さんは米をされていますが、同じ品種をするとできないということでございますので、この申請人の方は野菜をつくられる。その野菜の中でもキャベツを作るということで計画をされておられ、大学校のほうで野菜の勉強をされておられます。

ご質問のように、農業としては経験を積んだほうがいいので、家に帰って一緒にされたほうがいいのかと思いますけれども、国の農業支援、新規就農者の支援については、別世帯でしないといけないとなっているためです。

委員さんご心配な点はあるかと思いますが、一緒に世帯の中におられますので、経営上では世帯分離をされていますが、困ったときには親御さんもアドバイス等はされると思います。

その他、農政課の経営係でも相談や指導もしますので、その辺については、ご安心いただきたいと思います。

以上です。

会 長 佐藤委員、よろしいでしょうか。

ほかに何かご意見はありませんか。

はい、どうぞ。

○1番 農業大学というのは、育成の中の一環で取り組んだ農業大学への進学ですか。それとも通常の農業大学でしょうか。

事務局長 次世代の交付金の中には、研修という項目もありますけれども、農業大学に進学するというのは本人の意思ですので、交付金とは全く別と考えてもらっていいです。

先ほどありましたとおり、世帯分離といいますか、親元でする場合には、完全に

経営を別けなさいというのがあります。

ご質問の件は、本人が農業について勉強したいという通常の大学ということです。

会 長 山内委員、よろしいでしょうか。

○1番 育成の一環では、農業大学や研修に行くのに費用が出るといったものですから。

事務局 事務局長から説明がありましたけれども、国の支援については、そういう準備型と今回の経営型というのがありますけれども、準備型を申請はされていない。

山内委員がおっしゃられるように、準備型も2年間だけはその交付金の対象になる。合計7年間は国の支援が受けられるということでございますけれども、今回の申請者は、準備型は受けてはおられないというところです。

会 長 そのほかに何かご意見ございませんか。

なければ、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2、番号3については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号4について審議したいと思います。

それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 それでは、番号4番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請地の位置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 位置の説明。

会 長 続きまして、4番委員の松本委員から、耕作賃借権設定について農地法上問題がないか説明をお願いします。

○4番 それでは、番号4番の耕作賃借権設定(5年)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、管理機等を所有しており、全ての農地を効率よく利用される計画ですので問題がないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数が300日程度となっており、取得後は、農地を適正に管理する計画をされており、問題はないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が16,622平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われます。

以上です。説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 先月2月26日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は大字船津字南原にある農地1筆です。今回の申請地には、花木の栽培を計画されており、周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま6番委員の奥名委員から現地調査の報告、また4番委員の松本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、発言もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第37号、5条関係に入ります。

議案第37号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第37号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年3月6日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。

番号1について審議したいと思います。

それでは、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 それでは、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 それでは、申請された内容を農地法上に照らし問題がないかどうかを説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をござんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとはいえません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画もなく砂利を敷きならす程度であり、また、隣接する農地もなく、転用による支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明は終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番 先月の2月26日に、会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字糸田字村内にある農地で、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第二種農地に該当すると思われます。

今回の転用申請では、砂利の敷きならし程度であるため、土砂の流出も考えられないことから、隣接する農地や農業施設に影響は考えられず、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま7番委員の清住委員から現地調査の報告、また6番委員の奥名委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見はありますか。

それでは、意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県へ送付します。

続きまして、番号2について審議したいと思います。

それでは、11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○11番 それでは、番号2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

- 会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 位置の説明。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、11番委員の五嶋委員から、説明をお願いします。
- 11番 1 それでは、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明いたします。  
お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。  
①については、今回の申請地は、農振農用地区域であるため、現在農振除外の申請中で、今月末には公告縦覧、異議申し立て期間が終了し、除外の許可が出る見込みです。  
農地の状況は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第一種農地に該当します。  
第一種農地の転用は原則できませんが、今回の申請が、周辺に居住する者の住宅であるため、例外的に許可することが可能と思われます。  
このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。  
②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。  
③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。  
④については、若干の造成計画はされていますが、境界に土留め用ブロックを施工される計画もされており、転用により隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。  
⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。  
以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行っていますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。
- 6番 先月の2月26日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。  
申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第一種農地に該当します。  
第一種農地の転用は原則できませんが、今回の申請が、周辺に居住する者の住宅であるため、例外的に許可することは可能と思われます。  
今回の申請では、造成計画はありますが、土砂の流失防止策も計画されており、転用による周囲の営農に支障を来さないことを報告します。  
以上です。
- 会 長 ただいま6番委員の奥名委員から現地調査の報告、また11番委員の五嶋委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。  
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見はございま

せんか。

意見もないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県へ送付をいたします。

続きまして、番号3番、番号4番につきましては関連がありますので、一緒に審議したいと思います。

2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番                    それでは、番号3及び番号4について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長                    それでは、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局                    位置の説明。

会 長                    続きまして、転用申請に係る可否の判定につきまして、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番                    それでは、説明します。今回の申請は、平成28年に熊本地震が発生した折、町が被災者用の仮設住宅を建築するため、グリーンセンターの駐車場を借用したことでセンターの駐車場が不足したため、仮設の駐車場を建設していましたが、許可期限が切れたため、再延長をするための申請です。

前回の申請で、許可の要件とされていた点について説明します。

許可されていた内容としましては、申請地は農振農用地域内にあり、許可は原則できませんでしたが、次の要件を満たすため、例外的に許可されていました。

この例外的に許可されていた要件とは、農地法の施行令第4条第1項第1号の中の申請地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるもの。

その他、農振法第8条第1項、または第9条の規定の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものの二つの要件をクリアすることが要件となっています。

一つ目の要件の目的は、一時的な利用としての駐車場で仮設工作物に該当します。

また、二つ目の要件は、農振協議会長の「農業振興地域整備計画の達成に支障はない」という旨の証明書が添付されています。このため、許可がなされていたところです。

以上で説明を終わります。

会 長 これも、現地調査を行っておりますので、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番 先月の2月26日に会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地はグリーンセンター東側にある農地で、農業公共投資が行われていませんが、10ヘクタール以上の広がりがあるため、第一種農地に該当すると思われます。

今回の再申請の申請目的は、仮設の駐車場として利用されるもので、現在も砂利を敷きならし、駐車場として整備されており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないため、転用により周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告します。

会 長 ただいま7番委員の清住委員から現地調査の報告、また2番委員の長野委員から、今回の申請については、前回の平成28年に申請された駐車場の許可の再延長ということで、詳しく説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。どうぞ。

○14番 契約の種類の中に「6ヶ月」って書いてあるけど。いつから6ヶ月なのかわかる。  
事務局 4月からですかね。

○14番 4月からね。

事務局 はい。

会 長 ほかに何かご意見はございませんか。

それでは、意見もないようでございますので、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて、県に送付いたします。

続きまして、番号5について審議したいと思います。

それでは、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番 それでは、番号6番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の申請について、7番委員の清住委員から説明をお願いいたします。

○7番 それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地区域であるため、現在、農振除外の申請中で、今月末には公告縦覧、異議申し立て期間が終了し、除外の許可が出る見込みです。

農地の状況としては、農村基盤総合整備事業の区域内に存在する農地に該当するため、第一種農地に該当します。

第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において移住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。

このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画はありますが、周囲をブロック等で土砂の流失防止策もう講じられており、また、隣接する農地もなく、転用により支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 先月2月26日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字芝原字芝原第二にある農地で、農業公共投資の対象となっている農地であるため、第一種農地に該当すると思われます。

今回の転用申請では造成は計画されていますが、土砂の流出策を講じられており、隣接する農地や農業施設に影響は考えられず、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことをご報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま6番委員の奥名委員から現地調査の報告、また7番委員の清住委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かご意見はございませんか。ないですか。

それでは、意見もないようでございますので採決を行います。賛成することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、当農業委員会としましては、番号5につきましては3,000平米以上の案件となっておりますので、「許可相当」の意見をつけて常設審議会で意見を求めたいと思います。

続きまして、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決

定についてを 議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり  
諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和2年3月6日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページをお願いいたします。

甲農第2090号、令和2年2月26日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18  
条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計  
画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和元年度第11回でございます。まずは、農地利用  
集積計画の総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定はございません。賃貸借  
の新規といたしまして、3年の田が2筆の2,480平米、5年の田が1筆の533平米と  
なっており、賃借権の新規の計としましては田が3筆の3,013平米となり、賃借権の  
小計としましても、田が3筆の3,013平米となります。

使用貸借権につきましてはございませんので、今回の利用権設定の合計といたし  
ましても、田が3筆の3,013平米となります。

また、所有権移転につきましては、田が1筆の1,667平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、利用権設定の新規の案件と所有権移転  
案件となります。

詳細は事務局のほうから説明いたします。

会 長

それでは、番号1について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号1について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み  
上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明します。

番号1の相手方である譲受人は、御船町で認定農業者を取得されており、甲佐町  
でも地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、ニラを栽培されております。

今回の申請地にもニラの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると  
思われます。

以上で説明を終わります。

会 長           ただいま事務局から、番号1について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。  
                  山内委員、どうぞ。

○1番           単価が少し高いのですが、ハウスのためですかね。大体このくらいが妥当な金額  
                  なのですか。ハウスの場合。

事務局          今の山内委員の質問ですけれども、ハウスまで借りられるので、やっぱりこの単  
                  価になるのかなと思います。

○1番           大体このくらいですかね。

事務局          このくらいかどうかというのはちょっとわかりませんが、通常は、大体1  
                  万円から1万2,000円ぐらいで小作料は設定されていると思いますけれども、今回  
                  については、先ほども申し上げましたように、ハウスも込みで使用されるというこ  
                  とで、この単価になっているということだろうと思います。

○1番           3年でこの単価。  
事務局          単年だろうと思います。

会 長           ほかに何かご意見は。  
                  佐藤委員、どうぞ。

○8番           済みません。田口のほうに同じハウス込みで借りられるといった案件があったと  
                  思いますけれども。事務局で金額を覚えておられるなら、教えて欲しいのですが。

事務局          ●●さんですか。

○8番           いえいえ。

事務局          ●●さんですか。

○8番           いえいえ。●●さんのハウス。同じニラ経営で、貸借があったと思いますが。

○2番           あの人、嘉島の人じゃない。

○8番           そのときの単価が分かるならと思ったものですから、今、ちょうど質問があった  
                  ので。わかるならと思って。

事務局          小作料については、お互いに決められますので、金額については、前にされてい  
                  る単価が分かっても同じようにされるかは分かりません。イコールになる可能性も  
                  あるし、若干違うようになる可能性もあるかと思います。

                  済みません。今スグはわかりませんので、あとでちょっと調べてから、ご連絡し  
                  たいと思います。

会 長           調べてから連絡するということで、よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

田上委員。

推進委員      ちょっと心配なことがあって質問します。●●さんは、ニラをかなり手広くやっておられると思いますが、手放されるんじゃないくて、貸しに出されたということは、●●さんは、具合が悪いのですか。

事務局      ただいまのご質問ですけれども、譲渡人の方の子供さんも今農業をされておられます。その方もニラをされておられますし、アスパラもされていると思います。

今回、申請をされるにあたっては、その方と一緒に来られて申請をされておられますので、心配ないと思いますし、譲渡人の方は、ろくじ館に、毎朝、今日も来て出荷されていますので、健康上の問題はないと思います。

推進委員      同じ農家として、大切なものを貸すっていうのは、ちょっと大丈夫かなと思いましたので。

事務局      どういった事情かはちょっとわかりませんが、本人さんは元気です。

会 長      田上委員、よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

それでは、ほかに意見もないようでございます。原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局      それでは、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地位置の説明。

次に、相手方の状況について説明します。

番号2の相手方である譲受人は地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米を栽培されております。今回の申請地にも米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長      ただいま事務局から番号2について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かご質問はございませんか。

それでは質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは番号2については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3について審議したいと思います。農地利用最適化推進委員の緒方委員は、この案件の相手方(譲受人)です。

農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当されますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(緒方委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号3番について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請位置の説明。

続きまして、相手方の状況についてご説明いたします。

番号3の相手方である譲受人は認定農業者で、早川集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米を栽培されております。今回の申請地にも米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から、番号3について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3については、原案のとおり承認いたします。

緒方委員の入室を認めます。

(緒方委員入室)

先ほど、佐藤委員から質問がありました件について、回答がわかったようでございます。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、済みません。時間をとらせまして申しわけありません。

先ほどの佐藤委員の質問ですけれども、前回あったハウスで借りられたときの10アール当たりの単価は3万2,823円です。若干、今回の申請のほうが高いというところですよ。

会 長

佐藤委員、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、番号4について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号４について説明します。

この案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤経営強化法に基づく農地の売買になります。

事業の仕組みとしましては、所有権を有する農家の方から熊本県農業公社が農地を一旦買い上げた後、農地を購入したい担い手農家を募集し、要件に見合った担い手農家へ売り渡す仕組みです。

それでは、番号４番について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請位置の説明。

以上です。

会 長

ただいま事務局から番号４について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号４番については、原案のとおり承認をいたします。

これで、予定していました議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、第12回定例農業委員会総会を閉じます。

皆様、お疲れ様でした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 1 番

1 3 番